

## 婚姻届

### ○婚姻届

結婚したときに、市区町村の役所に出す届け出のことで

日本に居住する外国人も、日本の方式で結婚するときは、戸籍法の規定に基づいて婚姻届を出してください。この婚姻の届出によって、外国人が日本国籍を取得することはありません。

日本人と結婚した場合、日本人の配偶者としての在留資格に変更を希望する人は、出入国在留管理局へご相談ください。

出入国在留管理庁外国人在留総合インフォメーションセンター 0570-013904  
(IP, PHS, 海外：03-5796-7112)

結婚したときは、本国政府にも報告してください。手続きの方法は、大使館または領事館にお尋ねください。婚姻成立の要件は、国によって異なります。日本人は日本の、外国人はその国の、婚姻成立要件を備えている必要があります。

- (1) 届け出る期間：任意
- (2) 届け出る人：婚姻する二人
- (3) 届け出先：二人のうち、どちらか一人の住所がある所、または本籍がある所の市区町村の役所  
西宮市では、西宮市役所市民課 0798-35-3128

#### (4) 必要書類

##### ①婚姻届書

(市区町村の役所などにあります。証人として、成人2名の署名、捺印 が必要です)

##### ②戸籍全部事項証明書 (日本人)

##### ③婚姻要件具備証明書 (外国人)

(婚姻要件を備えていることを証明する書類です。大使館、領事館で発行されます。外国語で記載されている場合は、翻訳者を明記した、訳文と一緒にお願いします)

(なお、この証明書を取得できない方については、日本語がわかる人を介して、お住まいの市区町村の役所にお問い合わせください)

##### ④届け出人の印鑑 (印鑑を持っていない人は、本人の署名でも可能です)

##### ⑤国籍を証明する書類 (パスポートなど)

##### ⑥本人確認書類 (運転免許証、パスポートなど)

※注 市区町村によって、申し込み先、申し込み方法、サービスの種類、名称が違うことがあります。詳しくは、日本語がわかる人を介してお問い合わせください。